

令和4年度 第1回北海道男女平等参画審議会 議事録

日時：令和4年7月22日（金）13時30分から14時35分

場所：北海道第二水産ビル3階 3S会議室

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

- ア 第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について
- イ 北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について
- ウ 道内における配偶者からの暴力に関する状況（暫定）について
- エ 地域女性活躍推進交付金（つながりサポート事業）について

(2) 議事事項

- ア 第3次北海道男女平等参画基本計画の具体的な取組等の見直しについて
- イ 北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について

(3) その他

- ア 北海道男女平等参画チャレンジ賞候補者募集について
- イ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について
- ウ AV出演被害防止・救済法（通称）について

3 閉会

1 開会

- **今田女性支援室長** 皆様、本日はお忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今から、令和4年度第1回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

私は、環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室長の今田と申します。よろしくお願いたします。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。新型コロナウイルスの感染防止対策のため、審議会開催中は、マスクの着用にご協力をお願い申し上げます。

それでは開会に当たりまして、環境生活部くらし安全局長の田辺からご挨拶を申し上げます。

- **田辺くらし安全局長** 北海道環境生活部くらし安全局長をしております田辺と申します。北海道男女平等参画審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。皆様におかれましては、男女平等参画の推進に際し、それぞれのお立場よりご支援ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に渡る中、生活や雇用の面はもとより、DV被害や孤独・孤立の問題など、社会経済システムにおけます女性を取り巻く環境の脆弱性が表面化をいたしまして、これまで見過ごされてきた諸課題が顕在化したというふうに言われております。本年5月には、困難な問題を抱える女性への支援ですとかそれからAV出演被害への救済に係る法律、これが可決・成立をしたところでございまして、道におきましても、こうした国の動きや道内の現状などを踏まえて、しっかりと対応を進めていく必要がございます。また、先月、(男女平等参画)白書の令和4年版が公表されております。その中では人生100年時代を迎え、家族の姿や、女性の人生が多様化をする中、令和の時代に合った女性の経済的自立を可能にする環境整備や、柔軟な働き方の浸透など、これらに取り組む必要があるというふうになされているところでございます。コロナ下においては、テレワークなどの新しい働き方の普及が加速をいたしまして、男性の育児家事参画を促すきっかけとなりましたほか、地方、地方暮らしへの関心が高まる、こういった変化も見られておまして、道といたしましては、こうした社会情勢や意識の変化を的確にとらえながら、ジェンダー平等の視点を踏まえて、各般取り組みを着実に進めていきたいとこのように考えておりますので、委員の皆様におかれましては、様々な視点からぜひご意見、ご提言をいただきたいと、このように考えております。本日は、報告事項に続きまして、基本計画の具体的な取り組みの見直しなどについて、ご審議をいただくこととしておりますので、ぜひ、忌憚のないご意見、ご議論をお願いいたしますとともに、引き続き男女平等参画社会の実現と、女性の活躍推進、これに向けて、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

- **今田女性支援室長** では、議事に先立ちまして、本日の出席状況についてご報告を申し上げます。本日は、委員15名のうち13名の出席をいただいております。北海道男女平等参画推進条例第28条第2項による定数要件となる、委員の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、審議会委員につきまして、3名の方に変更がございます。

お一人目、稚内市役所の土門委員が退任され、そのご後任に、同じく稚内市役所の佐伯達也委員が就任されております。佐伯委員、よろしくお願いいたします。

- **佐伯委員** 佐伯です。よろしくお願いいたします。

- **今田女性支援室長** お二人目、七飯町役場の中村委員が退任され、後任に、同じく七飯町の花巻亘委員が就任されております。本日、花巻委員は残念ながらご欠席でございますが、

この場でご報告をさせていただきます。

3人目は、北海道中学校長会の三浦委員が退任されまして、同じく、北海道中学校長会の吉本将樹委員が就任されております。吉本委員、よろしくお願ひいたします。

○ **吉本委員** よろしくお願ひいたします。

○ **今田女性支援室長** 本来であれば、新しく委員に就任された方に直接辞令書をお渡しするところですが、感染防止への配慮から、誠に申し訳ございませんが、机の上に辞令書を置かせていただいております。ご理解をお願ひいたします。

なお、委員の任期につきましては、北海道男女平等参画推進条例の第26条によりまして、前任者の残任期間とすることとされておりますので、他の委員の皆様と同じく、令和5年10月27日までとなることを申し添えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日は、男女平等参画を推進するため、道庁内に設置しております北海道男女平等参画推進連絡会議の担当職員も出席しておりますので、あわせてよろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局から配付資料の確認をさせていただきます。

○ **高橋専門主任** 女性支援室高橋と申します。よろしくお願ひいたします。それでは配付資料の方、確認をさせていただきます。

まず、令和4年度第1回北海道男女平等参画審議会の次第、続きまして名簿、そして配席図になっております。

その次が、資料1から資料9までございます。まず資料1「第3次北海道男女平等参画基本計画の関連施策の推進状況」ということで、A3で14ページございます。続きまして資料2-1になります。こちらA4、1枚で両面になっております。「令和3年度北海道男女平等参画推進条例第18条に基づく道民等からの申出受付状況報告」でございます。続きまして資料2-2「北海道男女平等参画苦情処理委員令和3年度活動状況報告書」、こちらの方が、7枚11ページになっております。続きまして資料3「道内における配偶者からの暴力に関する状況」で、1枚ものA4、1枚でございます。続きまして資料4「令和3年度地域女性活躍交付金（つながりサポート事業）」こちらA4、1枚でございます。続きまして資料5-1「第3次北海道男女平等参画基本計画の見直し等について」こちらがA4で1枚。続きまして資料5-2としましてカラー版、こちらは指標項目の推進状況ということでカラーのグラフ5枚でございます。続きまして資料の6「北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について」こちら、A4、4枚の資料でございます。資料7「北海道男女平等参画チャレンジ賞候補者募集」こちら、A4、1枚で両面刷りとなっております。資料8「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の概要ということでA4の1枚でございます。資料9が「AV出演被害防止・救済法」の概要、これがA4、2枚になっております。2枚目が条例の本文抜粋がついてございます。こちらはバインダークリップでとまっているものでございます。もう一つ1枚もので、第3次北海道男女平等参画基本計画の体系ということで、A4、1枚でございます。そして最後、スライドクリッパーで止まっているものが、「第3次北海道男女平等参画基本計画」でございます、94ページのものでございます。配付資料につきましては以上でございます。もし、過不足等ございましたら、事務局までよろしくお願ひを申し上げます。以上でございます。

○ **今田女性支援室長** 資料過不足等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。それではここからの進行は岡田会長にお願ひいたします。

2 説明・報告事項

ア 第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

○ **岡田会長** それでは議事の方に入っていきたいと思ひます。

最初に（１）報告事項からです。まず、「第３次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について」第３次計画については平成３０年３月に策定されています。本日はその推進状況について、令和３年度実施事業及び令和４年度実施予定の事業について、まずは事務局から説明をお願いいたします。

- **遠藤主幹** 遠藤と申します。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料は資料１、それと、「第３次北海道男女平等参画基本計画の体系」という１枚ものの資料を使わせていただきます。

北海道では、男女平等参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進していくために、計画を策定しております。これに基づき関係部局では、様々な事業に取り組んでいただいております、これをまとめたものが、資料１でございます。Ａ３折り込みで１ページから１４ページになります。

基本計画の体系につきましては、目標のⅠといたしまして「男女平等参画の実現に向けた意識の変革」、目標のⅡとして「男女が共に活躍できる環境づくり」、目標のⅢといたしまして「安心して暮らせる社会の実現」と３本立てとなっております。

目標の下には、９つの「基本方向」を設けておりまして、更にその下には２５の「施策の方向」を定めており、各部におきましては、各「施策の方向」に沿って取り組んでいただいております。

資料１につきましては、１ページ目をお開きいただきたいのですが、各施策の方向に沿って、具体的な取組や事業の概要等について、まとめておりまして、右側の方になりますけれども、令和３年度の事業の実績、さらに右側、令和４年度の事業予定をとりまとめております。実績と予定の中で、決算額・予算額に、金額が入っていないところにつきましては、０予算ということで予算なしで取り組んでいる事業でございます。１ページから１４ページまでの計１８３の事業を掲載させていただいております。

なお、これら計画の推進管理を行っていくため指標項目や、目標値を設定し、目標達成に向けて各種施策に取り組んでおりますが、後ほど説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

- **岡田会長** ただいまの説明に関しましてご質問等ありますでしょうか。特にございませんか。はい。それでは次の報告に参りたいと思っております。続きまして、報告事項の「イ北海道男女共同参画推進条例第１８条及び第２０条に基づく道民等からの申出」について、事務局から説明願います。

イ 北海道男女共同参画推進条例第１８条及び第２０条に基づく申出について

- **高橋専門主任** 女性支援室 高橋でございます。資料２－１並びに２－２に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、資料２－１をご覧くださいと思います。こちらは条例第１８条の知事への申出についての状況でございます。条例第１８条に基づく知事への申出件数は、令和３年度５１０件でありまして、前年度に比べて１０９件減少しております。

裏面をご覧くださいと思います。１は申出内容別の受付件数でございます。Ａの欄、男女共同参画を阻害すると認められるものが４３０件で全体の８４％です。次に、下の方２の申出内容コード別でございます。３番の家庭欄３０、そのあとのコード番号３４番「夫・パートナーからの暴力」の申出件数が４０４件ということで最も多くなっておりまして、全体の約８割を占めております。近年は概ね同程度で推移をしている状況でございます。道民等からの申出は、平成１３年度から環境生活部道民生活課及び道内１４の振興局で受付を開始させていた

だいておまして、14年度からは、配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター機能も併せ持つこととなっております。このため、夫・パートナーからの暴力の申出件数が多くなっているところでございます。

続きまして資料の2-2の方についてです。こちらは、北海道男女共同参画苦情処理委員令和3年度の活動状況報告書でございます。この報告書は、令和3年4月から令和4年3月までの活動について、知事への報告として苦情処理委員から提出があったものでございます。2ページ目及び3ページ目が苦情処理委員の活動状況の報告となっておりますが、令和3年度の苦情処理委員への申出は1件でございました。

また、苦情処理委員につきましては、先ほどご報告申し上げた、道で受付をさせていただいております申出の内容につきまして、毎月ご報告申し上げ、道の対応についてご助言をいただいているところでございます。4ページ以降につきましては、平成13年度以降の申出に係る状況として、この制度に関わります資料を添付させていただいております。資料2-1及び資料2-2につきましては以上となります。

○ **岡田会長** ただいまの説明に関しましてご質問等ありますでしょうか。特にないようでしたら次の報告に参りたいと思います。報告事項のウです。「道内における配偶者からの暴力に関する状況（暫定）」について、事務局から説明をお願いします。

ウ 道内における配偶者からの暴力に関する状況（暫定）について

○ **及川主査** 男女平等参画係の及川と申します。よろしくお願ひいたします。私の方からは、道内における配偶者からの暴力に関する状況ということで、資料の3でございます。

まず、暫定となっておりますが、現時点で取りまとめている暫定的な数値でございます。今後、調査結果を内閣府に報告し、最終的に年度の終わり頃、内閣府で数値を公表されまして、その時点で確定ということになっております。数値でございますが、まず、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数、DV被害者本人からの相談でございます。配偶者暴力相談支援センターといいますのは、DV防止法に基づくDVの相談窓口となっている機関です。その機関につきましては、道内では21ヶ所ございまして、上から女性相談援助センター、それから私ども道庁の環境生活部、それから道内14の振興局にそれぞれ設置されています。そのほかに、札幌市には市役所と、それから配偶者暴力相談支援センターがもう1ヶ所ございまして、札幌市で2ヶ所。それから旭川市、それから函館市、それと、令和3年の4月から新たに苫小牧市に配偶者暴力相談支援センターが設置されたところです。

相談件数といたしましてはここに書かれておりますとおり、令和3年度は合計で3,519件となっております。令和2年度から500件あまり増えておりますが、主な要因としては、やはり苫小牧市に新たに相談窓口が設置されたことによって、苫小牧市で660件相談を受け付けておりますので、その分が増加したということでございます。

次に2番の配偶者暴力被害者の一時保護人員数です。一時保護につきましては、北海道では、まず、道立女性相談援助センターが一時保護を行っておりまして、さらにそのセンターから委託をする形で民間シェルター8ヶ所道内にございます。それから母子生活支援施設、それと、社会福祉施設にそれぞれ委託をする形で、一時保護の業務を行っているところです。件数といたしましては、ご覧のとおり、令和3年度は合計で129件となっております。過去5年で見ますと、減少の傾向にあるという状況となっております。以上です。

○ **岡田会長** はい。ただいまの説明に関しましてご質問がありますでしょうか。ご質問がなければ次の報告に参りたいと思います。報告事項のエになります。「地域女性活躍推進交付金（つながりサポート事業）」について、事務局から説明をお願いします。

エ 地域女性活躍推進交付金（つながりサポート事業）について

- **小林主幹** 資料4、つながりサポート事業という資料をご覧くださいと思います。

昨年年第1回審議会でご報告しておりました事業の実施結果になります。新型コロナウイルス感染の拡大により、女性に及ぼす影響は就業から生活面まで深刻化している状況でございます。

国の緊急対策として、孤独・孤立化し、不安や悩みを抱えている女性に対しまして、社会との繋がりを回復できるよう、女性支援を行っている団体様の知見をお借りして支援事業を実施いたしました。従来から支援を必要としていた方に加えて、今まで相談とは無縁だった女性、普通に暮らせていた女性に対しましても、商業施設のご協力もいただきながら、既存相談窓口の周知を図ってまいったところです。

寄り添い相談につきましては、延べ 239 人という方々に対しまして、訪問などのアウトリーチ型支援を実施したところでございます。居場所づくりでは、延べ 758 人が参加しまして、延べ回数は 135 回になっておりますが、女性が互いに支え合うピアサポートの場をつくる事業を実施いたしました。また、深刻なケースにつきましては、専門カウンセラーの方の派遣も行いました。

実施場所・実施団体数のところでございますが、北海道女性協会及び道内各地の女性支援を実施している団体様道内6圏域 21 団体のご協力によりまして、実施することができました。山崎委員ご所属の女のスペース・おん様にもお忙しい中、本事業にご協力いただきました。ありがとうございます。

事業の効果としまして、実施団体様から資料にありますとおり、これまで支援できなかった方を支援につなげることができたというようなご意見をいただいているところでございます。市町村におきましても、こうした支援の取り組みが少しずつ増えておりまして、今後は道立女性プラザなどの相談窓口を中心に、市町村と連携して支援をしていくこととなります。説明以上となります。

- **岡田会長** はい。ただいまの説明に関しまして、ご質問等はございますでしょうか。
- **齋藤委員** 事業概要（1）主な事業内容の相談窓口周知ポスター・カード等作成・配布というのは、大体何件くらいのところに行ったんでしょうか。そこだけちょっと数が出ていなかったの、気になったところです。
- **小林主幹** ポスター・カードの配布先となりますけれども、行政機関 179 市町 14 振興局、関係団体、福祉協議会、NPO法人 73 団体、子供食堂 94 団体、子ども学習実施団体 28 団体、その他男女平等関係機関、教育機関、高校以上の学校、大学・短大・専門学校、各種の相談窓口。マザーズハローワーク、性暴力被害の関係のところ、法務局、弁護士会等にご協力いただきました。また、医療機関につきましても、産婦人科を有する病院等 175 ヶ所。あと民間企業、イオンさんやコープさっぽろさんなどにもご協力いただいたところでございます。
- **齋藤委員** ありがとうございます。
- **岡田会長** はい。他にご質問ありますでしょうか。
- **山崎委員** この数字だけでは皆様ちょっとイメージしづらいのかなって思いますので。私たち参加したんですね、このつながりサポートに。それで、私たちが支援したのは具体的にどんなケースがあったのかっていうのをお話したいと思います。コロナ禍で、私たちはDV被害者の緊急一時保護を主にやっているんですけど、このコロナでもって相談が多くなったのが、単身の女性の非正規雇用の方の雇い止めですとか、そういったところでの生活困窮っていうような相談が多くなって、それで、このつながりサポートを利用して、集まる場所を提供して、お茶を飲みながらどんなことが困ってるみたいなお話し合いました。それで必要に応じて弁護士さんのところにつなげたり、同行したりだと

か、その人の困りごとを具体的な社会資源につなげるっていうところで、やっています。それともう一つ、若い女性。親からの虐待から逃げて、居場所のない若い女性っていう方も結構、これまでになく目立ってきたので、そういった方の支援っていうことで、うちのシェルターを使ってもらったりとか、他の関係機関につなげたりっていうようなことをして、結構有意義に活用させていただいた経緯があります。以上です。

- **岡田会長** ありがとうございます。その他ご質問等ございますでしょうか。特に無いようでしたら、次に進みたいと思います。それでは、(2)議事事項になります。まず、「第3次北海道男女共同参画基本計画の具体的な取り組み等の見直し」について、事務局の方から説明をお願いします。

(2) 議事事項

ア 第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

- **遠藤主幹** はい、遠藤でございます。

それでは、議事事項のア、第3次北海道男女平等参画基本計画の見直しについてご説明させていただきます。資料の方は、5-1、5-2、あとですね、厚めの94ページの基本計画全文になりますけれども、この3つを使って説明させていただきます。

北海道では、男女平等参画社会の実現に向け、施策を総合的、計画的に推進することを目的として、計画を策定しております。現在の3次計画の計画期間は、平成30年から概ね10年間とし、国内外の経済・社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しについて検討することとした上で、「具体的な取組」については、5年間としております。

今年度につきましては、この「具体的な取組」と、今年度に更新時期を迎える3つの指標について見直しを進めてまいりたいと考えております。

後ほどご紹介いたしますけれども、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が今年5月に公布されたところですが、今後、この新法に基づく国の基本方針が発出されるとともに、国の第5次男女共同参画基本計画の中間点検などの反映状況を踏まえ、道の基本計画についても見直しの必要性について検討していくこととしております。こちらの「具体的な取組」の見直しについてですが、こちらの厚い基本計画の冊子の31ページになりますが、第4章計画の内容というところですが、この「具体的な取組」につきましては、この31ページから61ページに渡って25ヶ所に記載しております。下の31ページの四角く囲ったところなんですけれども、「具体的な取組」につきましては、各計画分野の基本方向に基づいた事業イメージをわかりやすい形で示しているもので、これまで終了した取組や、新たな取組について今後確認を進めていくことといたします。

また、これら計画の推進管理を行っていくために、目標設定しているのが、指標になります。指標につきましては、戻っていただいて27ページ、28ページに、計画推進の指標項目として掲載させていただいております。各指標に基づくこれまでの推移につきましては、また資料をまたぎますけれども資料5-2、A4の横でカラー印刷しておりますけれども、資料5-2にまとめております。令和3年度のデータにつきましては一部の項目を除き、現在集計中となっておりますので、概ね令和2年度までの結果を表示しております。

もう一つ、資料5-1の2番目になりますけれども、目標値の更新についてですが、目標値は計画の推進管理のために用いているので、これまでも、目標年度を迎えたものについて、年次更新はしてきておまして、今年度、目標年度を迎える3つの項目について、点検・更新を行うこととなります。その3つの指標につきましては、資料5-2の太枠で囲ってありますけれども、まず1ページ目、指標1「男は仕事、女は家庭という考え方に同感しない人の割合」で目標年度が今年度、令和4年度。目標値60%。令和2年度、令和

3年度に実施の意識調査ではそれぞれ 54.3%、57.7%と同感しない人の割合が増加しております。今後道で実施する意識調査により、直近の状況について、把握を進めて参りたいと考えております。

2つ目の指標3、道の審議会等における女性の登用率でございます。目標年度は同じく今年度、令和4年、目標値40%となっております。道の審議会等における女性委員の登用率は、平成30年以降、37.8%、37.7%、37.2%と推移しております。このグラフでは令和3年度に34.6%に登用率が低下しておりますけれども、これは算定対象の審議会を拡大したことによるもので、これは国の法令等に基づき設置する都道府県等の審議会の中には、構成員のほとんどが法令により職務指定されているものもございます。このような審議会につきましては、女性登用率の改善が難しいものとして、令和2年度までは女性登用率の目標設定の対象から除外しておりました。令和3年度からはすべての審議会を算定対象としたことで、結果的にポイントが下がっているところでございます。こちらの直近の道の審議会の登用率の状況について把握を進めてまいります。

3つ目の指標でございます。資料5-2の4ページにまいります。指標19「配偶者等からの暴力(DV)の周知度」でございます。目標年度同じく令和4年度、目標値は90%。平成28年9月の現況値75.9%。令和元年度86.7%。指標としている内閣府の直近の世論調査の確認を進めて参りたいと考えております。

具体的な取組、そして指標につきましては、今後事務局において、調査や確認などを踏まえて、見直し案を作成し、委員の皆様にお示しさせていただきまして、次回の審議会において、ご検討いただき、見直し、更新を進めたいと考えております。見直しの進め方、考え方につきまして、ご審議よろしくお願ひいたします。

- **岡田会長** はい。それでは、ただ今の説明に関しまして、ご質問ご意見等をお願いいたします。ご質問等はありませんでしょうか。
- **佐伯委員** 稚内市です。ちょっと考え方を教えていただきたかったんですが、今この指標を見ていくと、年度もそれぞればらばらですけれども、どちらかというところ、そのもともとの計画、例えば道の総合計画とかですね、がん対策推進計画とか、そういったところの計画の指標をそのまま引っ張ってきているものもあるかと思うのですが、そういったものについては、その計画が改定されて、指標とか年度とか変わってくると、その場合は、基本的に自動的にそれがここに入ってくるっていうことになるのか、それとも、それはそれ、この計画ではこの計画で目標をさらに上回る設定をするということがありうるのかどうなのか。指標の目標とする年度のところと、関連計画と全体の指標の関係がよく把握できていなくて、素朴な質問で申し訳ないんですけど、そこは、今のお話ではない別のところの指標の話になってしまうので本論から外れて恐縮ですが、ちょっと考え方があれば、お示しいただけたらと思います。
- **遠藤主幹** 今、佐伯委員のご指摘の部分ですけれども、この計画の27ページ28ページですけれども、この指標につきましては、もともと各部で使っている指標がありまして、そこが変われば、こちらにもそれに引っ張られて、見直しを基本的には進めていくという、そのような形になっております。以上でございます。
- **岡田会長** はい、他にはいかがでしょうか。他にご質問がなければ次に参りたいと思います。それでは、議事事項の2つ目、「イ男女共同参画審議会専門部会の設置」について、事務局から説明をお願いします。

イ 北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について

- **小林主幹** 資料6をご覧ください。今回設置いただきます専門部会は「北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考のため」の専門部会となります。

北海道男女平等参画チャレンジ賞は、社会のあらゆる分野で、個性と能力を活かしてチャレンジしている個人や団体等を顕彰し、男女平等参画社会づくりに貢献する身近なモデルを広く示すことで、同じように活躍をする方を増やし、社会気運を高めるため、平成16年から実施しているものです。

この賞に係る選考は、資料6の実施要綱にあるとおり、「北海道男女平等参画審議会の専門部会」で行うこととしております。

専門部会を設置する理由としましては、この賞を設置した目的に沿って、あらゆる分野での活躍をバランスよく評価し、専門的、多角的なご意見が頂けるよう各分野の視点から検討をしていただくために、専門部会を設置するものです。

委員の構成につきましては、各分野からバランス良く5名お願いしたいと思います。昨年度の資料を参考までに添付しております。

今後のスケジュールになりますが、10月5日までを募集期間とし、その後、専門部会を開催し、11月頃に候補者を選考していただきたいと考えております。知事は選考結果の報告を受け、最終的に受賞者を決定いたします。その後、1月から2月頃に受賞者に知事から表彰状を贈呈したいと考えております。

なお、専門部会内容については、受賞候補者のプライバシーに配慮しまして、非公開となります。

専門部会の部会長及び委員につきましては、北海道男女平等参画推進条例第30条により、会長にご指名いただくことになっておりますので、会長からご指名をお願いします。

○ **岡田会長** では、少々お時間をいただきたく存じます。

それでは、北海道男女平等参画チャレンジ賞選考部会の部会長と委員を、私のほうから指名させていただきます。指名にあたっては、各委員の専門分野が偏らないこと、男女のバランスが取れていること、年代等を考慮させていただきました。部会長には、これまでにご経験があり、事業者を代表する分野から桑原副会長にお願いしたいと思います。委員には同じく事業者を代表する分野から馬場議員。男女平等参画関係団体や役職員の分野から金子委員。公募分野から斎藤委員。学識経験分野から吉本委員。以上の方をお願いしたいと思います。

皆様よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

なお専門部会で行われた審議内容につきましては、本審議会の意見として知事へ報告させていただきます。はい。それでは議題のその他の方に行きたいと思います。その他の「ア北海道男女平等参画チャレンジ賞」について、事務局から説明をお願いします。

(3) その他

ア 北海道男女平等参画チャレンジ賞候補者募集について

○ **小林主幹** 資料7をご覧ください。チャレンジ賞募集の案内になります。

既に募集は開始しており、さきほどお伝えしましたが、10月5日まで募集しているところでございます。

男女平等参画社会の実現に向け、個性や能力を活かしてチャレンジしている方を表彰し、身近なモデルとして紹介するもので、自薦他薦問わず推薦を受けています。

今後広く周知を行って参りますので委員の皆様におかれましても広く周知のご協力をお願いいたします。以上です。

○ **岡田会長** ただいまの説明に関しましてご質問等ありますでしょうか。はい、よろしければ次に参りたいと思います。その他のうち、「イ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について、そして、「ウ AV被害防止・救済法」について、二つ一緒に事

務局から説明をお願いします。

イ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について

ウ AV 出演被害防止・救済法（通称）について

- **遠藤主幹** それでは、イとウ2つ合わせて説明させていただきます。資料の8と資料の9になります。まず困難な問題を抱える女性の支援に関する法律についてでございます。この法律の策定の経過についてでございますけれども、これまで婦人保護事業の基となっていたのは売春防止法でしたけれども、売春防止法につきましては、昭和31年の制定以来、基本的な見直しがこれまで行われてきませんでした。その後、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性、平成13年からは、DV被害者の対応など、女性が抱える問題は複雑・複合的なものとなっており、国においては、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応には限界が生じているとして、これまでの売春防止法ではなく、女性を対象とした専門的な支援を包括的に提供する新たな枠組みを構築していく必要があるとし、令和元年度から検討を始め、今年6月、可決・成立しております。施行は、令和6年4月1日からとなっております。

新法では「困難な問題を抱える女性」の考え方を、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱えている女性とし、様々な取組を通して、女性の人権が尊重され、安心して、自立して暮らしていけることを目的としております。国では、新法に基づき、困難な問題を抱える女性の支援のための施策に関する基本方針を今後定めることとしております。私ども都道府県においては、国の基本方針に即して、支援に関する基本的な事項や施策の内容に関することなど整理した基本計画を今後策定することとしております。新法につきましては、再来年の4月からの施行になりますけれども、国の基本計画の策定の時期等については未定となっておりますので、今後も情報収集を行い、皆様に情報提供をさせていただきたいと思っております。

また、道の基本計画策定の際は、この審議会におきまして委員の皆様からご意見、検討をいただくこととしておりますので、よろしくお願いたします。

もう一つのAV出演被害防止・救済法（通称）でございます。

国では、AV出演被害により、出演者の心身や私生活に将来にわたり取り返しのつかない重大な被害が生じていることを踏まえ、契約の無効や取消し、映像公表の差止などを規定したこの法律を、6月23日から施行いたしております。

道においては、法の第17条、相談体制の整備、第18条の支援措置として、道が従前から設置しております性暴力被害者支援センター北海道、通称さくらこにおいて、被害者からの相談を受けることとし、道や、さくらこのホームページにおいて、AV出演被害者からの相談を受けていることを周知するとともに、法テラス等と連携し、被害者の支援を行えるよう準備を整えているところでございます。以上でございます。

- **岡田会長** はい。ただいまの説明に関しまして、ご質問等ありましたでしょうか。はい。お願いします。
- **山崎委員** 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が再来年施行ということなんですけれども、国の基本方針に基づいて道の基本計画ができるということなんですよね。AV出演被害防止法もこの新法も若年女性等を対象にするっていうことになってくるわけですよね。そうすると、この間、資料5-1でもって、基本計画の見直し等についてで、次の令和10年が改定っていうのは、令和9年までこれが使えるので、それに向けて、例えば若年女性のことについて、ここでもっと詳しく検証して、男女平等参画基本計画も見直

していくっていう、齟齬が無いかたちで審議を進めていくっていうことになるんでしょうか。

○ **遠藤主幹** はい。この「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」、いま山崎委員からお話がありましたが、北海道の基本計画を策定するにあたっては、国の基本方針を踏まえることとしております。先ほどの計画の見直しするときにも少し触れさせていただきましたけれども、今後、国の基本方針と、あと国の第5次基本計画というのがありまして、これの中間点検が来年には予定されているということですので、そういうのも踏まえて、今ある道の基本計画、この新法に対する基本計画の道での策定について、それらを含めながら見直しの必要性について検討していくことになるかと考えています。以上でございます。

○ **岡田会長** 他にいかがでしょうか。特に無いようですから、本日の議事はこれで終了させていただきますと思います。進行を事務局にお返しします。

○ **今田女性支援室長** 岡田会長、委員の皆様、ありがとうございました。本日はご多用の中、お集まりいただき長時間にわたりご審議をいただきましたこと、ありがとうございました。

第3次北海道男女平等参画基本計画の具体的な取組等につきましては、今後事務局において整理を含めまして、次回第2回の審議会におきまして見直し案をお示ししてご審議をいただく予定でございます。次回の審議会の開催は、11月を予定しております。日程につきましては改めて調整をさせていただきますので、よろしくお願いたします。これを持ちまして、令和4年度第1回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。ありがとうございました。